

寝屋川市告示第 140 号

騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定について

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定により、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を指定するとともに、法第 4 条第 1 項の規定により、当該地域について、これらの区分に対応する時間及び区域の区分ごとの規制基準を定めたので、法第 3 条第 3 項及び第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示する。

なお、平成 13 年寝屋川市告示第 54 号は、廃止する。

平成 27 年 6 月 1 日

寝屋川市長 北 川 法 夫

1 規制地域

寝屋川市の全域

2 規制基準

時間の区分 区域の区分		朝	昼 間	夕	夜 間
		午前 6 時から 午前 8 時まで (単位 デシベル)	午前 8 時から 午後 6 時まで (単位 デシベル)	午後 6 時から 午後 9 時まで (単位 デシベル)	午後 9 時から 午前 6 時まで (単位 デシベル)
第一種区域		45	50	45	40
第二種区域		50	55	50	45
第三種区域		60	65	60	55
第四種区域	既設の学校、 保育所等の周 囲 50 メートル の区域及び第 二種区域の境 界線から 15 メ ートル以内の 区域	60	65	60	55
	その他の区域	65	70	65	60

備 考

- 1 測定点は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。
- 2 「第一種区域」、「第二種区域」、「第三種区域」及び「第四種区域」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。
 - (1) 第一種区域 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域
 - (2) 第二種区域 都市計画法第 2 章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域
 - (3) 第三種区域 都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
 - (4) 第四種区域 都市計画法第 2 章の規定により定められた工業地域
- 3 「既設の学校、保育所等」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所（以下「保育所」という。）、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するものであって、昭和 45 年 4 月 1 日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園（設置の日の前日において現に学校教育法第 1 条に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）又は保育所（昭和 45 年 4 月 1 日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）に限る。）であったものが廃止され、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所に設置されているものに限る。）をいう。